

要 望 趣 旨

核家族化や女性の就労拡大等を背景に保育需要が多様化する中、保育施設は子どもの育ちと家庭の生活を支える社会基盤として重要な役割を担っています。しかし、急速な少子化と人口減少により、島根県内では定員割れや保育士不足が深刻化し、施設運営が限界に近づいています。特に小規模施設では、定員と実員の乖離が拡大し、持続的な経営が難しくなっています。また、長時間開所や複雑なシフトの維持も困難で、職員の疲弊や離職につながっています。

こうした中で保育の質を維持し、地域の子育て環境を守るためには、現場の実情に即した制度運用と支援が不可欠です。

2028年までの加速化プランを実効あるものとするためにも、処遇改善、ICT導入支援、定員制度の見直しなど、安定的な財源に基づく具体的な対策が強く求められます。

「こども基本法」のもとで、保育三団体は結束を強固にして、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現のために、そして保育者が喜びを持って働き続けられる職場環境の実現と地域社会の持続可能な発展を支えるため、国および県に対して、以下の通り要望いたします。

国に対する要望

1. 人口減少に対応した公定価格の設定について

保育施設は、子どもの育ちを保障し、子育て家庭を支援するとともに、子どもの居場所を維持・確保する、地域に欠かせない社会資源です。人口減少地域においても、その役割を果たすため、人口減少に応じた公定価格の見直しを以下の通り要望します。

1. 基本分単価の引き上げ

少子化により、将来の担い手が確実に減少していく中で、保育の人材確保は喫緊の課題であります。全産業の平均賃金に満たない給与支給額の現状では、職業の選択肢として選ばれない状況にもあることから、適正な人件費の設定をおこなってください。

2. 1・2歳児の単価の引き上げ

出生数減少と同時に育児休暇制度の充実により、特に0歳児入所の減少が進んでいます。0歳児の入所率低下は、安定的な運営に大きく影響します。1、2歳児の単価を引き上げ、0歳児の入所に頼らなくても安定的な運営がおこなえるようにしてください。

2. 処遇改善制度の抜本的な見直しについて

現在、保育現場では変更された処遇改善制度に対応するために非常に苦慮しています。処遇改善制度により、保育職の処遇は改善しつつありますが、不安定な制度内容に加えて、少子化により入所児童数が減少した場合の支給額減少への対策はありません。

以上の内容を踏まえて、以下の3点について要望します。

1. 区分3の研修要件について

令和7年度と同様に令和8年度も猶予期間を設けてください。

2. 少子化への対応について

少子化により、入所児童数が減少した場合の支給額減少への対策をおこなってください。

3. 抜本的な見直しについて

保育職の給与は、処遇改善等加算ではなく、公定価格の中に組み込み、全国統一的に保育職の処遇を示し、保育職の給与を保証してください。

3. 20名定員の認可保育所の維持について

人口減少地域において、認可保育所の最下限の定員である20人を維持できない施設への早急な対応を要望します。

1. 定員未充足に応じた緊急的な加算の創設

定員超過の超過減算があるのであれば、定員割れを起こした際の緊急的な加算（未充足の度合いに応じた率による乗除調整による加算）をおこなってください。

県に対する要望

1. 小規模民間保育所運営対策について

我が県の少子化は急速に進み、特に利用定員の調整ができない20名定員の認可保育施設は、入所児童の減少が経営に直接影響しやすく、閉所や法人内統合を余儀なくされるケースが増加しています。これにより、地域の子育て世帯が安心して利用できる保育の場が失われ、地域の重要な拠点機能が維持困難な状況です。

県内どの地域においても、安心して子育てできる環境を確保し、地域社会の基盤を維持するため、以下の事項を強く要望します。

1. 「小規模保育施設運営対策事業補助金」の継続

定員割れにより運営が厳しくなっている小規模保育施設が、地域での役割を果たし続けられるよう、本補助金事業を今後も継続していただきますようお願いいたします。

2. 障がい児保育への支援体制について

現在、多くの保育施設では、増加する障害のある子どもたちへの対応に日々追われています。一人ひとりに丁寧なケアを提供したいと願う一方で、人員不足は深刻であり、保育現場の負担は限界に達しています。

すべての子どもたちが適切な保育を受けられるよう、以下の2点について強く要望いたします。

1. 補助金の増額について

障がい児保育には、専門的な知識を持つ職員の配置や、特別に配慮された環境整備が必要です。しかし、現在の補助金では、これらを十分に賄うことが難しく、保育施設は財政的な負担を強いられています。

障がい児保育への体制をしっかりと整え、すべての子どもたちが安心して過ごせる環境を確保するため、補助金額の増額を要望いたします。

2. 障害児認定制度の構築について

「特別児童扶養手当」の対象とならない子どもや、保護者の意向により申請が進まない子どもでも、保育施設で適切な支援を受けられるような仕組みが必要です。

保護者自身が申請しない限り、施設側から正式な支援を求めることが難しい場合があります。

そこで、保護者の申請に依存するのではなく、広く療育が必要な乳幼児に対し適切な支援に繋げられるような、認定制度の構築を要望いたします。